

細則

加世田常潤高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程

(目的)

第1条 鹿児島県の設置する高等学校（以下「高等学校」という）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の教育に関する法令に則り高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。（鹿児島県立高等学校学則第1章第1条より抜粋）

加世田常潤高等学校における介護福祉士養成課程（以下、介護福祉養成課程という）は、学則に定める他、本規程の定めるところによる。

(名称・位置)

第2条 介護福祉士養成課程は、加世田常潤高等学校生活福祉科（鹿児島県南さつま市加世田武田14863番地）に置くものとする。

(修業年限)

第3条 加世田常潤高等学校生活福祉科の修業年限は3年とする。

(生徒定員及び学級数)

第4条 鹿児島県教育委員会が示す定員による。

生活福祉科 40名 1学級（平成21年度）

(教育課程および履修方法)

第5条 介護福祉士家試験受験資格のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号（別表第五）に定める養成課程を置くこととする。

第6条 介護福祉士国家試験受験資格を得ようと生徒は、教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修し、修得しなければならない。

第7条 前項の科目と単位数は次の通りとする。

教科	科目	単位数	時間数
福祉	社会福祉基礎	4	140
	介護福祉基礎	5	175
	コミュニケーション技術	2	70
	生活支援技術	10	350
	介護過程	4	140
	介護総合演習	3	105
	介護実習	13	455
	こころとからだのしくみ	8	280
家庭	家庭総合	4	140
	計	53	1,855

(学年、学期及び授業を行わない日)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期制とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第9条 休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか、次のとおりとする。

(1) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

(4) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

(5) 農繁期その他において校長が必要とする休業日 年間10日以内

(入学時期)

第10条 生徒を入学させる時期は、4月とする。

(入学資格)

第11条 入学することのできるものは、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学者の選考)

第12条 入学者選抜のための学力検査の方法は、別に定める。

第13条 入学志願者は、入学願書に入学検定料を添えて最後に在学した学校の校長を経て、志願先の校長に願い出なければならない。

(入学の手続)

第14条 入学は校長が許可する。

第15条 入学を許可されたものは、入学後10日以内に、保護者及び保証人連署の上誓約書を、校長に提出しなければならない。

(休学・復学・退学)

第16条 生徒は、病気その他やむを得ない理由のため3日以上出席することができないときは、その理由及び期間を具し、保護者及び保証人連署の上、医師の証明書等その理由を証するに足りる書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、理由を相当と認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は3年以上1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、その期間を延長することができる。

4 生徒は、休学の許可を受けた後3月までにその理由がなくなったときは、その事情及び期日を具し、保護者及び保証人連署の上、医師の証明書等その事情を

証する足る書類を添えて、校長に届け出なければならない。

- 5 校長は、その事情を相当と認めるときは、当該休学の許可を取り消すものとする。

第17条 休学中の者が、復学しようとするときは、その事情及び期日を具し、保護者及び保証人連署の上、医師の証明書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。

- 2 校長は、休学の理由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。

第18条 退学しようとするものは、その理由を具し、保護者及び保証人連署の上、校長に願い出なければならない。病気による退学の場合においては、医師の証明書を添えなければならない。

- 2 転学・留学・転籍をしようとする者については、別に定める。

(学習の評価・課程の修了の認定)

第19条 学習の評価に関する規定は以下の通りとする。

- 1 教科の成績は定期または随時行われる考查と、平常の学習実習の態度等を勘案して評価する。定期考查は学期の中間と期末に実施する。
- 2 各学期の成績は「100点法」により、学年末の評価は「5段階法」による。「5段階法」による評価基準は教科、科目の目標をほぼ達成している者を「3」とし、不十分な者を「2」とし、目標達成の高い程度に応じて「4」「5」とする。
- 3 定期考查の一部または全部を受験しなかった場合は受験忌避とみなして0点扱いとし、追試験は行わない。ただし、未受験の理由が、公欠、出席停止、長期入院、忌引き、交通遮断、病気（医師の診断書・薬袋等により、受験が不可能と判断できるものに限る）等の場合は、学期の終わりに見込み点をあたえる。
- 4 受験中に不正行為が発覚した場合、それ以降の科目は受験できず、すべて0点扱いとなる。

第20条 単位の認定に関する規定は以下の通りとする。

生徒は教育課程表の示された全ての教科・科目を履修しなければならない。また授業日数の3分の2以上を出席しなければならない。

- 1 1単位とは毎週1時間ずつ1年間(35時間)に履修されうる学習の分量をさす。
- 2 次の各号のすべての該当する者について単位の修得を認める。
 - (1) 授業を真面目に受けた者
 - (2) 学年末の評価が2以上の者
 - (3) その科目の欠課時数が法定授業時数(1単位35時間)の3分の1を越えていない者。ただし、介護実習においては、欠課時数が法定授業時数の5分の1未満であること。
- 3 履修・単位習得・進級・卒業などの条件

- (1) 履修の条件
 - ① 履修科目の目標に達するように授業に参加し、授業を受けること。
 - ② 履修科目の欠課時数が法定授業時数の3分の1を越えないこと。ただし、介護実習においては、欠課時数が法定授業時数の5分の1未満であること。
- (2) 単位修得の条件
 - ① 履修の条件を満たしていること。
 - ② 評定が2以上であること。
- (3) 進級の条件
 - ① 1年次においては修得単位数が22単位以上であること。
 - ② 2年次においては累計修得単位数が48単位以上であること。
 - ③ 特別活動の成果が相当と認められること。
- (4) 卒業の条件
 - ① 教科・科目の修得単位数の合計が74単位以上であることと、専門科目25単位以上であることとする。また、特別活動の成果が相当と認められること。
 - ③ 原級留置者について
前年度の習得した単位は認めるが、該当学年における学校所定の教育課程表による該当学年の全ての教科・科目を履修するものとする。
- (5) 単位認定に関する追指導
追指導は、必要に応じ行うことができる。また、この追加認定の評価は「2」とし、判定会に提出された成績一覧表の点数は変更しない。
- (6) 介護福祉士国家試験受験資格取得の条件
教育課程の定めるところにより、専門科目に規定された科目をすべて履修、修得していること。

(入学検定料, 入学料, 授業料, 実習費等)

第21条 入学検定料の額は、次のとおりとする。

2, 200円 (平成23年度入学生より)

第22条 入学料の額は、次のとおりとする。

5, 650円 (平成23年度入学生より)

第23条 生徒については、在学中出席の有無にかかわらず、次に定める額の授業を徴収する。

平成22年度より授業料徴収なし

平成26年度より、授業料9,900円を徴収する。

- 2 校長は授業料を滞納中の生徒に対し、その生徒の出席を停止することができる。
- 3 校長は授業料の滞納が3ヶ月を超える生徒に対しては退学を命ずることができる。

る。

(教職員の組織)

第24条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置く。

- 2 高等学校には、前項のほか、必要に応じて養護教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置く。

(賞罰)

第25条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

第26条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

第27条 前条に規定する退学は、次の各号に一に該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附則

本規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成25年4月1日改訂

平成26年4月1日改訂

令和4年4月1日改訂